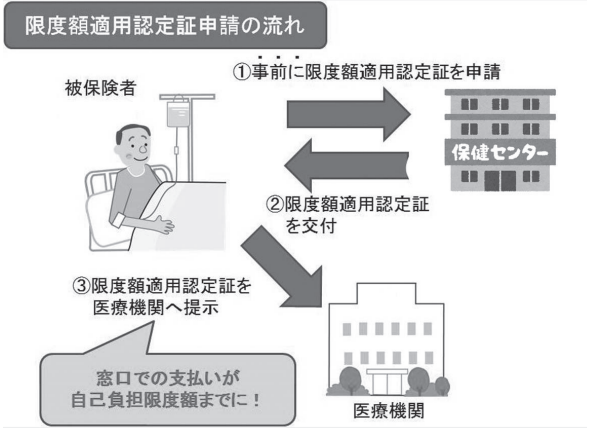


# くらしの 情報



## 限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新手続きについて

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。



この認定証を入院および通院した時に医療機関に提示することで、一つの医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

※この自己負担限度額は所得区分によって異なります。

- 【手続き開始日】 8月1日〜
- 【手続きの場所】 福祉課
- ◆申請に必要なもの
  - ☑国民健康保険の保険証
  - ☑印かん(認め印可)
  - ☑対象者と世帯主の個人番号
  - ☑届出人の本人確認書類

◆所得申告をしていますか？  
所得申告等が必要な人が未申告の場合、自己負担限度額が実際より高くなる場合があります。必ず役場税務住民課で申告してください。

【問合せ先】  
保健センター福祉課 村上  
☎75-4102

## 集団検診を実施します!

健康への第1歩は今の自分の体の状態を知ることです。その方法として、本町では集団検診を実施しています。がんなどの生活習慣病の多くは、自覚症状無く進行しますので、年に1度は検診を受けましょう。

- 8月の集団検診の日程は左記のとおりです。
- 日時 8月22日(日)  
午前8時30分〜  
10時30分受付

場所 ほのほの  
(出入口は西側玄関へレポート側のみです。)

内容 胃がん検診(バリウム)・大腸がん検診、結核・肺がん検診、子宮頸部がん検診、乳がん検診

※特定健診、後期高齢者健診はありません。

持ち物 各受診券

【問合せ先】  
保健センター福祉課  
☎75-4101

## 8月は「児童扶養手当現況届」を提出する月です!

「児童扶養手当」は、ひとり親家庭の生活の安定や自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。児童扶養手当を受けている人は、毎年8月中に現況届を提出しなければなりません。

この現況届は、令和3年度の受給資格を調査するもので、今年8月分から来年7月分までの受給資格の認定と支給額の決定をします。現況届を提出しないと受給資格があっても8月以降の手当が受給できなくなりますので、期限内に提出してください。

- \*受給者には、現況届の案内を郵送します
- 必要なもの
  - ・児童扶養手当証書
  - ・一部支給停止除外届(該当者のみ)

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

提出期限 8月31日(火)

【問合せ先】 役場税務住民課  
☎75-4118